

事務連絡
平成28年4月20日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課
広域連合、一部事務組合

平成28年度の地方創生推進交付金の運用について

内閣府地方創生推進事務局

標記については、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知・28農振第45号農林水産事務次官通知・国総政第1号国土交通事務次官通知・環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）を通知したところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、関係事業等担当部局等と十分に連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、貴都道府県が構成する広域連合及び一部事務組合に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 地方創生推進交付金について（制度要綱第2関係）

地方創生推進交付金（地域再生法第5条第4項第1号イ及び第13条に関するものに限る。以下同じ。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を、複数年度（5ヶ年度以内）にわたり安定的・継続的に支援するために創設されたものである。

2 交付対象事業について（制度要綱第4関係）

（1）支援対象となる事業タイプ

支援対象である先導的な事業は、以下の3タイプとする。

- （イ）先駆タイプ…官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業
- （ロ）横展開タイプ…先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- （ハ）隘路打開タイプ…既存事業の隘路を発見し、打開する事業であって、具体的には以下の、隘路の発見と打開のプロセスを有するもの。

※ 隘路の発見と打開のプロセス

地方公共団体が地方創生の推進に取り組む過程で、PDCAによる検証を

実施しその結果として、重要業績評価指標（KPI）の達成に向けて既存の取組や制度上の隘路を発見し、それを打開するために新規事業に取り組もうとする場合において、本交付金を活用してどのように隘路を打開するのかという点について、十分な説明が行われるものであること。

（２）対象事業及び審査方法

原則として、以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、（ハ）に示す先駆性を有する事業を実施する場合を対象とする。

審査方法は、事業タイプ（先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプ）ごとに異なるが、いずれも、関係各省庁の参画を得ながら内閣府地方創生推進事務局において対応する。

先駆タイプにおいては、外部有識者が、個々の事業について審査を行った上で、交付対象事業を決定する。また、横展開タイプ及び隘路打開タイプにおいては、外部有識者の審査方法に準じて内閣府地方創生推進事務局において評価を行い、交付対象事業を決定する。

（イ）対象事業分野

各認定地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。

具体的な例としては、以下のとおりである。

- ① しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等
- ② 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- ③ 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- ④ まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

（ロ）事業の仕組み

- ① 地域経済分析システム（RESAS）の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- ② 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- ③ KPIが、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
- ④ 効果の検証と事業の見直しの結果について、公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPIの達成状況等の検証結果を踏まえるものとする。

（ハ）先駆性

以下の①から⑦の観点から、先駆性を有する事業であること（地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の手

法に新規性のある取組であること等)。

特に、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の要素は重要であるので、原則として、先駆タイプは、これら4つの要素が全て含まれることを、横展開タイプは、①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれることを申請要件とする。

ただし、生涯活躍のまち、コンパクトシティ等にあつては、必ずしも、③地域間連携の要素を要件とするものではない。

① 自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的（3～5年後）に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。

具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むこと。

② 官民協働

地方公共団体のみを取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③ 地域間連携

単独の地方公共団体のみを取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④ 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。

⑤ 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。

⑥ 地方創生人材の確保・育成

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。

⑦ 国の総合戦略における政策5原則等

国の総合戦略における政策5原則（将来性、地域性又は直接性）の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先導的事业であること。

(3) 事業計画期間及び交付金額

事業計画期間及び交付金の交付上限額については、別に定める。

(4) 交付率

交付率は、交付金対象事業の実施に要する経費の2分の1以内とする。

(5) 交付金対象事業に係る留意点

交付金対象事業については、以下の通り取り扱うこと。

(イ) 職員の人件費

職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く。）には交付金を充当しないこと。

(ロ) 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。

(ハ) 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

(ニ) ハード事業（施設整備事業等）

ソフト事業を中心とすることとしているが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は交付金の対象とする。

ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定するKPI等の十分な向上が見込まれるものは対象とする。その場合であっても、ハード事業が太宗を占める場合（50%以上を目安とする）には、原則として、交付金の対象としない。

(ホ) 備品購入

備品購入については対象とする。ただし、KPI等の十分な向上に資するよう留意すること。

(ヘ) 国の補助金の給付を受けている、又は受けることが確定している事業

国の補助金の給付を受けている、又は受けることが確定している事業には、交付金を充当しないこと。国による補助制度の給付対象となる可能性のある事業については、国による補助事業の利用を優先すること。

(ト) 給付事業

特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものは、原則として、対象としない。

(6) 国による他の補助金等との関係

1つの地方創生事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものである。

その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本交付金の対象とはしない。

3 実施計画の作成及び提出について（制度要綱第5関係）

(1) 実施計画の作成及び提出については、別に定める。

(2) 事業終了後、別に通知する様式により、事業実施報告及び事業効果検証の結

果を報告する必要がある。

(3) 事業実施内容やKPIを変更する場合など、実施事業に大きな変更が生じる場合には、内閣総理大臣に報告する必要がある。

(4) 事業実施に伴う効果について、検証に必要な体制を整備し、実施計画に設定したKPIをもとに検証を実施する必要がある。

なお、効果の検証と事業の見直しの結果について、各地方公共団体において公表するとともに内閣府地方創生推進事務局に報告する必要がある。

4 その他の留意事項

(1) 道、污水处理施設、港の整備事業の取扱い

地域再生法第5条第4項第1号口の道、污水处理施設、港の整備事業については、各事業分野毎に2種類以上の事業を総合的に行うという先導性に鑑み、28年度以降は、各地方公共団体における地方版総合戦略に位置づけられた事業に限って、地域再生計画の認定、交付金の交付を行う取扱いとしている。

なお、各地方公共団体は、原則として、道、污水处理施設、港の整備事業を実施する場合には、上記の先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプその他の政策効果を高めるためのソフト事業を連携・組合せをするよう、留意願いたい。